

平成30年度学校法人監事研修会

私立大学等経常費補助金等の説明

2018（平成30）年8月28日

日本私立学校振興・共済事業団
助成部 補助金課

本日の内容

1 日本私立学校振興・共済事業団の概要

2 私立大学等経常費補助金の概要

3 会計検査院の検査等

1 私学事業団の紹介

(1)概要

組 織 名	日本私立学校振興・共済事業団（略称： 私学事業団 ）
設立年月日	1998（平成10）年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法 人 格	特殊法人（共済組合類型の法人）
主 務 大 臣	文部科学大臣
資 本 金	1,086億7,786.3万円（2018（平成30）年3月31日現在、全額政府出資）
理 事 長	清家 篤【前慶應義塾学事顧問】 （2018（平成30）年4月1日就任）
職 員 数	1,293名（2018（平成30）年4月1日現在）

(2) 設立の経緯

昭和27年3月28日

私立学校振興会（特殊法人）

- ・施設等の整備費に必要な資金の貸付事業 (S27)、教職員の研修等に対する助成 (S28)、寄付金事業 (S42)

昭和26年12月28日

私学振興会（財団法人）

- 〔昭和27年4月1日に私学教職員共済会に改称〕

大正13年7月24日

私立中等学校恩給財団（財団法人）

- 〔昭和28年3月6日に私学恩給財団に改称〕

昭和45年7月1日

日本私学振興財団（特殊法人）

- ・上記業務に私立大学等経常費補助、私学経営についての調査相談事業等を追加

昭和29年1月1日

私立学校教職員共済組合（特殊法人）

- ・私立学校教職員の相互扶助事業として、共済制度を運営

平成10年1月1日

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）（特殊法人）

【助成業務】

補助事業、貸付事業、経営支援・情報提供事業
寄付金事業、助成事業

【共済業務】

短期給付事業、長期給付事業、福祉事業など
私立学校教職員共済法に基づく事業



平成15年10月より、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、助成業務において独立行政法人に準じた管理手法(※)を導入

(※)文部科学大臣が指示する「中期目標」の下で運営し、業務の業績は総務省の「独立行政法人評価委員会」から客観的評価を受ける。

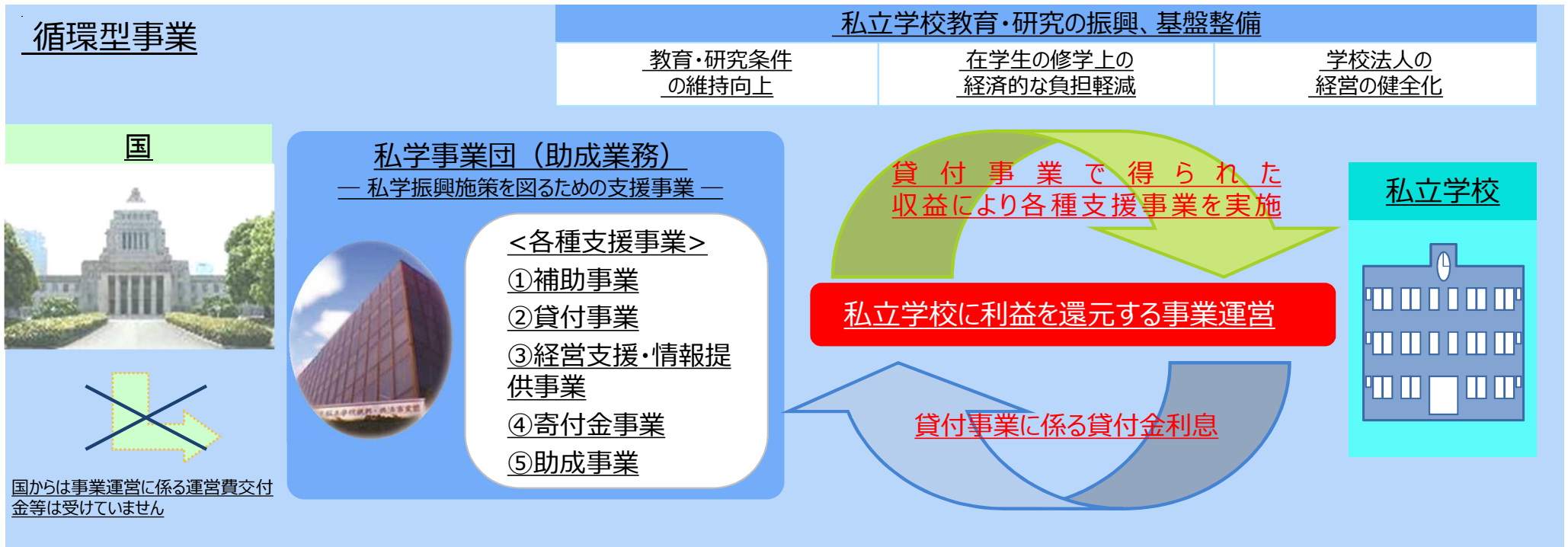
(3) 助成業務における事業運営の特徴

1. 国から運営費交付金を受けていない

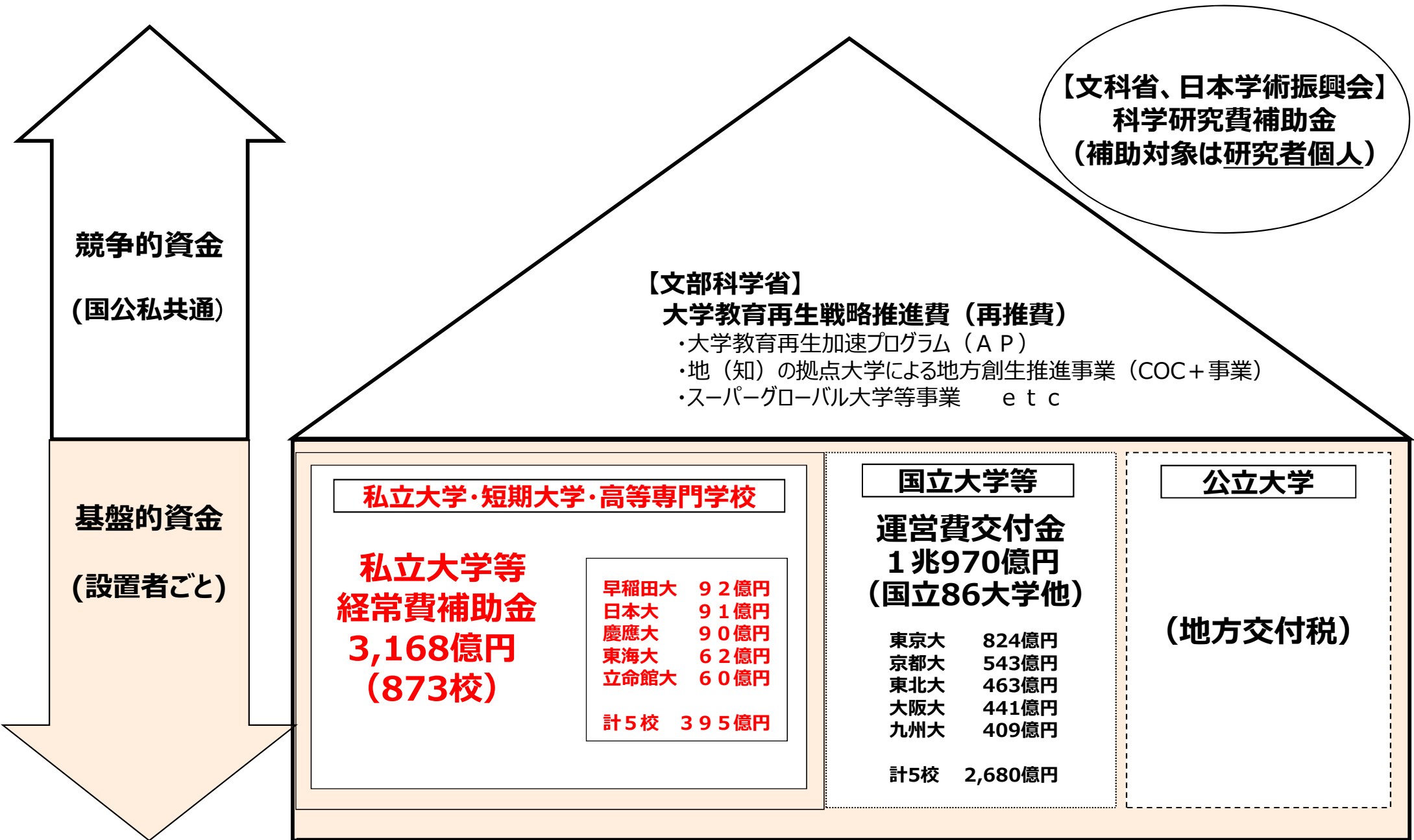
・本事業団の助成業務は国からの運営費交付金等を受けず、貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い、業務を遂行しています。

2. 私立学校に利益を還元する事業運営

・貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。



■大学等に対する補助金のイメージ



(注) 金額・学校数は平成29年度

■ 私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等**経常費**補助金

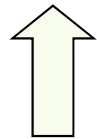
○私立学校**施設**整備費補助

○私立大学等研究**設備**整備費等補助金

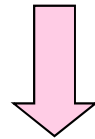
文部科学省

企画立案、予算要求
交付要綱の策定等

企画立案、予算要求、交付要綱の決定、
**補助金配分基準、採択基準の策定、
審査委員会の開催、交付決定等**



交付申請



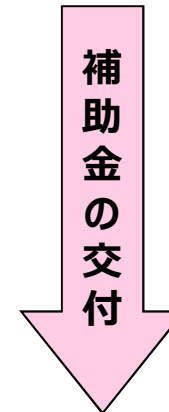
補助金の交付

**補助金配分基準の策定、
各種事務処理、交付決定等**

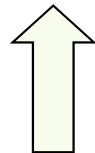
日本私立学校振興・
共済事業団



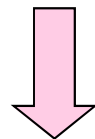
交付申請



補助金の交付



交付申請



補助金の交付

学校法人(私立大学等)

※私立学校振興助成法第11条（間接補助） → 国は日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付することができる

■ 私立大学等経常費補助金の関連法令等

- 教育基本法** : 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。(平成18年改正)
- 第8条** 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。
- 私立学校法** : 「学校法人」設立・運営に関する根拠法令
- 第59条** 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

私立学校振興助成法
同施行令(政令)

補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律
同施行令(政令)

私立大学等経常費補助金交付要綱(文部科学大臣裁定)
別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

私立大学等経常費補助金**取扱要領**(日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)

私立大学等経常費補助金**配分基準**(〃)

調査票の記入要領等

■ 私立大学等経常費補助金の目的

《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立大学等の教育条件の維持向上
- 学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立大学等の経営の健全性を高める

《私立学校振興助成法 第4条》

- 私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で
私立大学等を設置する学校法人に対して交付

→ 個々の教職員や学生に対してではなく、
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

■ 概算交付と額の確定の流れ

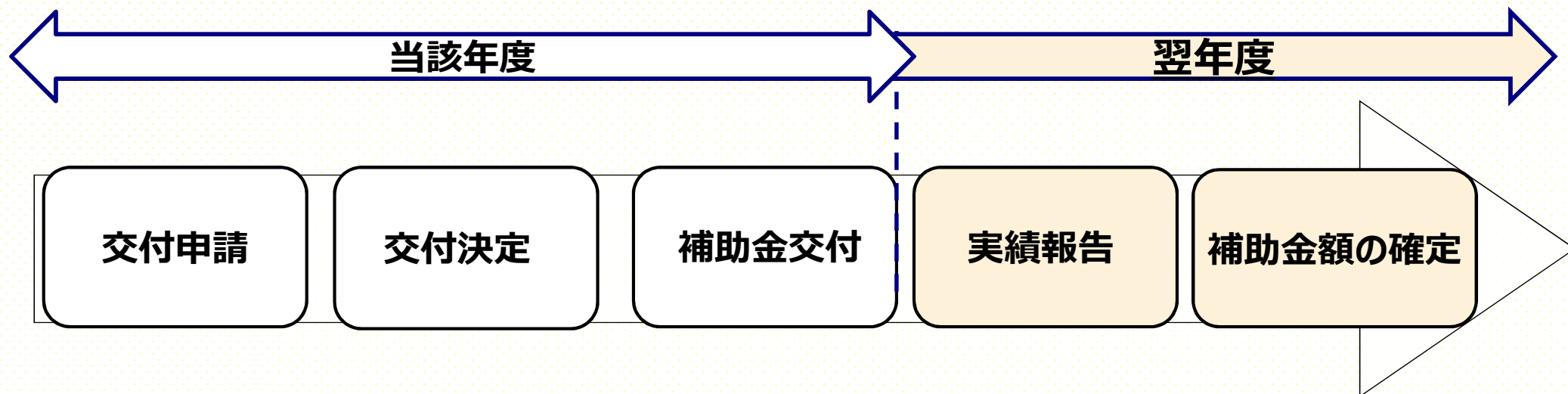
● 年度内に概算交付して、翌年度に額の確定を行う。

→ 年度内には、当該年度にどれだけ経常的経費がかかるかは確定していないため、以下の手続きを行う。

- ①教職員や学生数に基づく**概算ベースの経常的経費**に基づいて**概算交付**
- ②年度が終わって決算が確定したら、決算額を基に**確定ベースの経常的経費**を実績報告書（補助事業に要した経費）として提出
- ③**確定ベースの経常的経費**が**概算ベースの経常的経費**を下回ったら、過大交付分は返還し、補助金額が確定

● 補助金の概算交付は通常年2回

一次交付 … 一般補助の一部（12月） 最終交付 … 一般補助及び特別補助（3月）



■ 経常費補助金の交付状況

私学事業団のホームページに掲載

http://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_h29a.pdf

大 学 (573 校)

(単位：千円)

順位	学 校 名	一 般 補 助	特 別 補 助	合 計
1	早稲田大学	7,718,913	1,521,878	9,240,791
2	日本大学	7,809,105	1,345,707	9,154,812
3	慶應義塾大学	8,098,023	936,546	9,034,569
4	東海大学	5,830,354	453,642	6,283,996
5	立命館大学	4,929,878	1,083,655	6,013,533
6	順天堂大学	4,933,235	644,508	5,577,743
7	昭和大学	5,131,601	333,005	5,464,606
8	近畿大学	4,088,916	511,356	4,600,272
9	北里大学	3,616,481	435,531	4,052,012
10	福岡大学	3,283,958	424,721	3,708,679
11	関西大学	2,480,504	789,256	3,269,760
12	東京慈恵会医科大学	2,976,843	189,198	3,166,041
13	帝京大学	2,636,041	328,625	2,964,666
14	東京女子医科大学	2,823,057	136,974	2,960,031
15	明治大学	2,257,089	688,515	2,945,604

■ 不交付又は減額の事由 (私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋)

法令違反等

- ア 補助金を他の用途へ使用、法令違反、所轄庁処分違反、不正手段による補助金受給
- イ 学校法人の財産を不正に使用
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべきものを記載しなかった又は虚偽記載
- エ 上記ウの書類の備付け及び閲覧義務（私立学校法41条）違反
- オ 事業団又は地方公共団体からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間の訴訟や紛争あり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- コ 理事会又は評議員会が長期間開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- サ 教職員間の争議行為等又は学生による施設占拠、授業放棄等正常でない行為により、教育その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- シ ア～サに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
 - 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

■ 経常費補助金が不交付又は減額となる例

● 理事長による不適切な支出

● 簿外経理

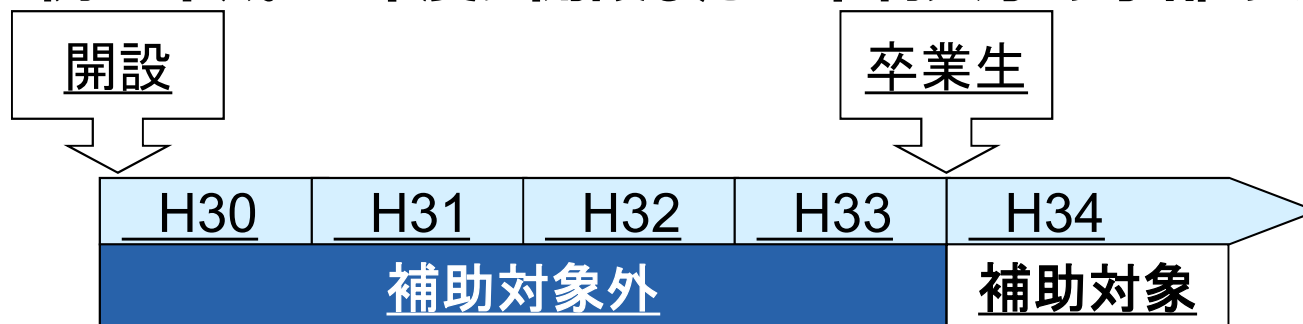
● 役員の不祥事

● 認可に関する虚偽申請 など

■ 補助金を交付できないケース①

☆ 新しく開設した場合

例：平成30年度に開設した4年制大学の学部の場合



卒業生が出た
翌年度から
補助対象!!



☆ 学生募集を停止した場合

例：平成30年度学生募集停止の場合
⇒ 平成30年度から補助対象外

募集停止をした
その年度から
補助対象外

☆ **特例措置**により補助対象となる場合あり☆

「私立大学等経常費補助金取扱要領（平成30年3月）」 P15 別記2 3参照

■ 補助金を交付できないケース②

☆ 不交付となる定員充足率【定員超過の場合】（平成30年度）

収容定員超過率

1. 5倍以上

（収容定員8,000人以上の学校 1. 4倍以上）

対象外となる例

在籍学生数	600名
収容定員	400名
超過率	1.5倍

入学定員超過率

- ◎ 収容定員4,000人未満 **1.30倍以上**
- ◎ 収容定員4,000人以上8,000人未満 **1.20倍以上**
- ◎ 収容定員8,000人以上 **1.10倍以上**

特例措置あり

対象外となる例

入学者数	130名
入学定員	100名
超過率	1.3倍

学校全体と学部等单位、それぞれで判定

■ 補助金を交付できないケース③

不交付となる定員充足率【定員未充足の場合】（平成30年度）

収容定員充足率

50%以下

特例措置あり

例

在籍学生数	50名
収容定員	100名
充足率	50%

学部等単位で判定

■ 一般補助と特別補助

一般補助《私立学校振興助成法 第4条》

教育又は研究に係る**経常的経費**について、その**2分の1以内**を補助

特別補助《私立学校振興助成法 第7条》

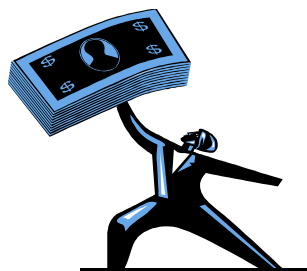
学術の振興、特定分野等の教育振興のために特に必要がある場合に、**一般補助を増額**

補助対象となる経常的経費とは？



例えばこのようなもの...

教職員の給与



教育の経費



教材用消耗品
図書 など

研究の経費



研究用消耗品
研究旅費 など



これらは原則対象外...

管理経費



学生募集経費など
教育・研究以外の
経費

500万円以上
の機器備品



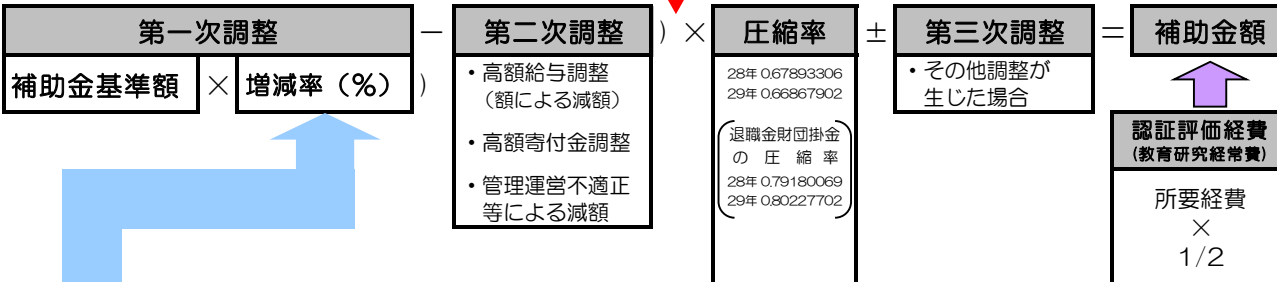
大型の研究装置
など

一般補助計算の仕組み

経常的経費		
補助金基準額		
員数	単価	補助率
○：学部等ごとの計算 ●：学校ごとの計算		
○ 専任教員等給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任教員等数 × 1人当たり年間標準給与費	5/10
● 専任職員給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任職員数 × 1人当たり年間標準給与費	5/10
● 非常勤教員給与費	非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費	4/10
● 教職員福利厚生費 (非常勤教員分を含む)	専任教員等数・専任職員数 × 1人当たり標準経費 非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費×率	4/10
○ 教育研究経常費 (教員経費、学生経費)	下記に記載	5/10
● 厚生補助費	学生数(定員内現員) × 1人当たり標準経費	5/10
○ 研究旅費	専任教員等数 × 1人当たり標準経費	5/10

員数	単価	加算措置
専任教員等数	× 1人当たり標準経費	+ PD・RA・TA等
学生数(定員内現員)	× 1人当たり標準経費	+ 障害のある学生及びICT

◆補助金基準額から増減額する金額



私立大学等改革総合支援事業での増額

基準額の増減	
1. 教育条件に関すること	
① 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合	[+9% ~ ▲50%]
② 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数	[+6% ~ ▲16%]
2. 財政状況に関すること	
③ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合	[+15% ~ ▲45%]
④ 教職員給与と指数	[0% ~ ▲15%] (教員・職員それぞれ 0%~▲7.5%)
⑤ 収入超過状況	[0% ~ ▲100%]
⑥ 高額給与支給	[0% ~ ▲35%]
3. 情報の公表の実施状況に関すること	
⑦ 教育研究上の基礎的な情報	[0% ~ ▲15%]
⑧ 修学上の情報等	[0% ~ ▲15%]
⑨ 財務情報	[0% ~ ▲15%]
⑩ 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工	[+1% ~ 0%]

■ 平成30年度 特別補助項目一覧

補助項目
I. 成長力強化に貢献する質の高い教育 予算:6,581百万円
1. 地方に貢献する大学等への支援
2. 医学部入学定員の増員
3. 被災地の復興支援
教育の質的転換 【改革総合タイプ1】
産業界との連携 【改革総合タイプ2】
他大学等との広域・分野連携 【改革総合タイプ3】
プラットフォーム形成 【改革総合タイプ5】
II. 社会人の組織的な受入れ 予算:2,991百万円
1. 正規学生としての受入れ
2. 多様な形態による受入れ
3. 社会人の受入れ環境整備
III. 大学等の国際交流の基盤整備 予算:5,392百万円
1. 海外からの学生の受入れ
2. 海外からの教員の招へい
3. 学生の海外派遣
4. 教員の海外派遣
5. 大学等の教育研究環境の国際化
グローバル化 【改革総合タイプ4】

補助項目
IV. 大学院等の機能の高度化 予算:15,859百万円
1. 大学院における研究の充実
2. 研究施設運営支援
3. 大型設備等運営支援
4. 私立大学研究ブランディング事業
5. 戦略的研究基盤形成支援（継続分）
6. 大学間連携等による共同研究
7. 専門職大学院等支援
8. 法科大学院支援
9. 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
V. 経営強化等支援 予算:1,800百万円
私立大学等経営強化集中支援事業
VI. 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実 予算:13,000百万円
1. 授業料減免事業等支援 ※熊本地震分含む
2. 卓越した学生に対する授業料減免等
3. 特色ある経済的支援方策
VII. 東日本大震災からの復興支援 予算:1,179百万円
1. 授業料減免事業等支援（震災分）
2. 被災私立大学等復興特別補助
特別補助 予算合計 : 46,802 百万円

■ 算定方法の種類

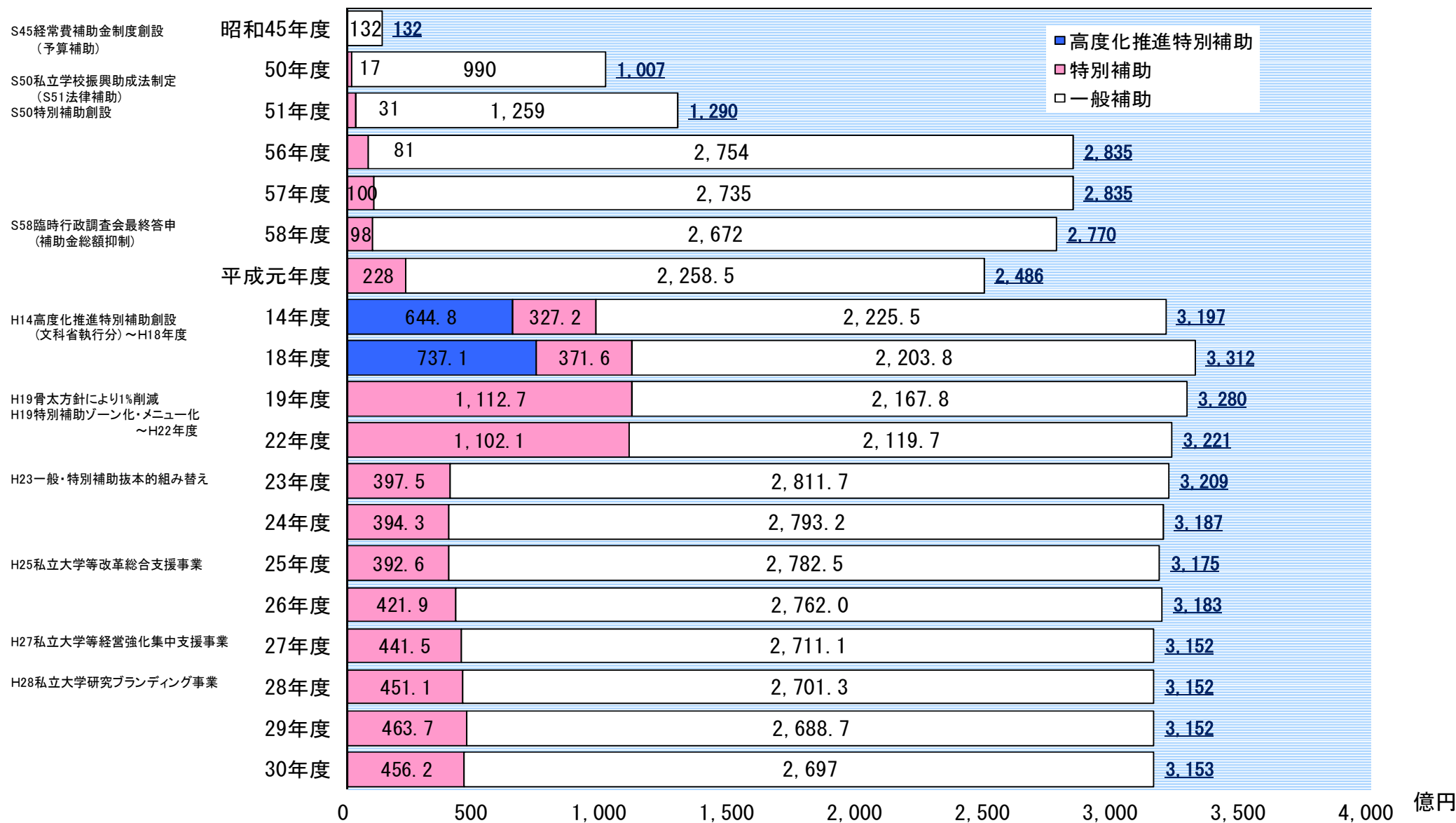
特別補助は補助項目ごとに要件と算定方法が異なる。(配分基準別記 8)

→ 「算定の基礎」の種類で大別すると以下の 4 種類に分類できる。

NO.	算定の基礎	補助項目例
①	経費 (当該取組みに直接必要な経費)	・研究施設運営支援 ・授業料減免事業等支援
②	人数 (要件に該当する人数)	・社会人の正規学生としての受入れ ・海外からの学生の受入れ
③	取組み (要件に該当する取組み)	・社会人の受入れ環境整備 ・大学等の教育研究環境の国際化
④	その他	・私立大学等経営強化集中支援事業(審査制)

※一般補助と同様に、特別補助についても予算総額に収めるための「圧縮率」を用います。

一般補助と特別補助 予算額の推移



注1:金額は当初予算額です。
 注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。
 注3:平成24～30年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

私立大学等改革総合支援事業

平成30年度予算額131億円（176億円）

※括弧内は29年度予算額

- 教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム(イメージ)

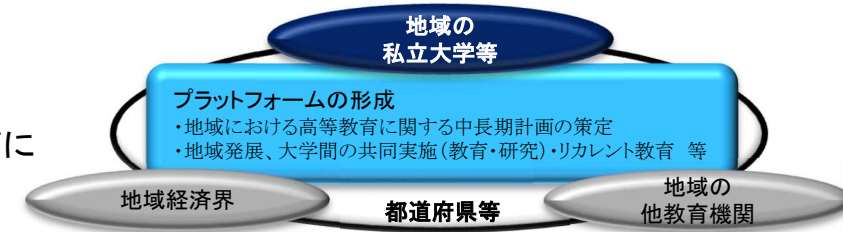
※特別補助交付額：タイプ1～4及びタイプ5(スタートアップ型)は1校当たり1,000万円程度、タイプ5(発展型)は2,000万円程度を想定(各選定校数等により変動)

タイプ5「プラットフォーム形成」(20～40グループ)

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき選定
- スタートアップ型(体制の整備状況を評価)と発展型(中長期計画の実施状況を評価)の2層で支援(各10～20グループ)

※自治体が私立大学等への支援を充実できるよう、自治体が私立大学等と協定を締結・連携して実施する雇用創出・若者定着に係る取組に対し、特別交付税措置(予定)



タイプ2「産業界との連携」(50校)

産業界と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 複数企業との長期インターンシップ
- 実用化、事業化を目指した取組
- 共同研究、受託研究
- 外部資金受入れ状況 等

タイプ3「他大学等との広域・分野連携」(50校)

国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究支援

- 特定分野の教育プログラム、教材の共同開発
- 共同研究の実施
- 学生の受入れ、派遣 等

※タイプ5に申請する場合は、当該地域内の大学等との連携は対象外

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化等、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献
- シラバスの英語化 等

※必須要件：国際化推進に関するビジョン・方針の策定

タイプ1「教育の質的転換」(200校)

全学的な体制での教育の質的向上に向けた取組を支援

- OSD、FDの実施状況
- アクティブ・ラーニングによる授業の実施
- 教育改革に対する学内予算措置 等



高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィサーの配置等による入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

私立大学研究ブランディング事業

平成30年度予算額56億円(55億円)

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む
※括弧内は29年度予算額

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学の機能強化を促進する。

【事業イメージ】

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：50校程度

【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディング戦略（独自色の整理、効果的な情報発信手段・内容の検討）

【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、事業目的と大学の将来ビジョンとの整合性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディング戦略（打ち出そうとする独自色、ブランディングの工程）等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）

私立大学等経営強化集中支援事業

平成30年度予算額 18億円(40億円)

※括弧内は29年度予算額

○18歳人口の急激な減少を見据え、スピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム(イメージ)

対象期間：平成32年度(2020年度)までの「[私立大学等経営強化集中支援期間](#)」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち40～50校程度

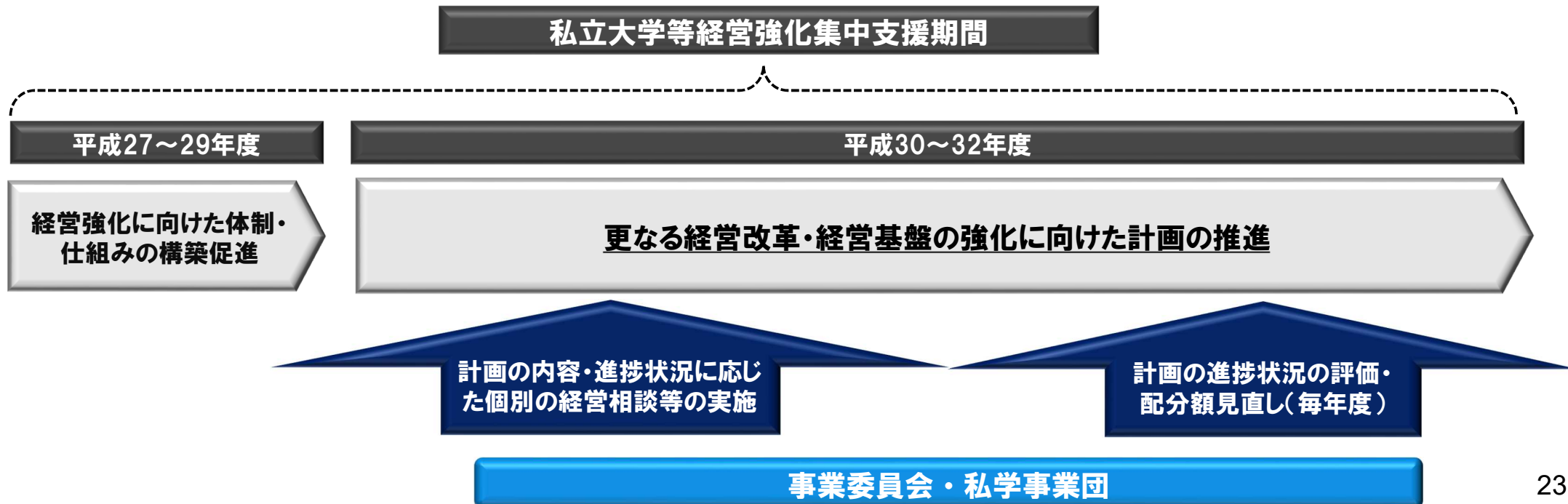
※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。)、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

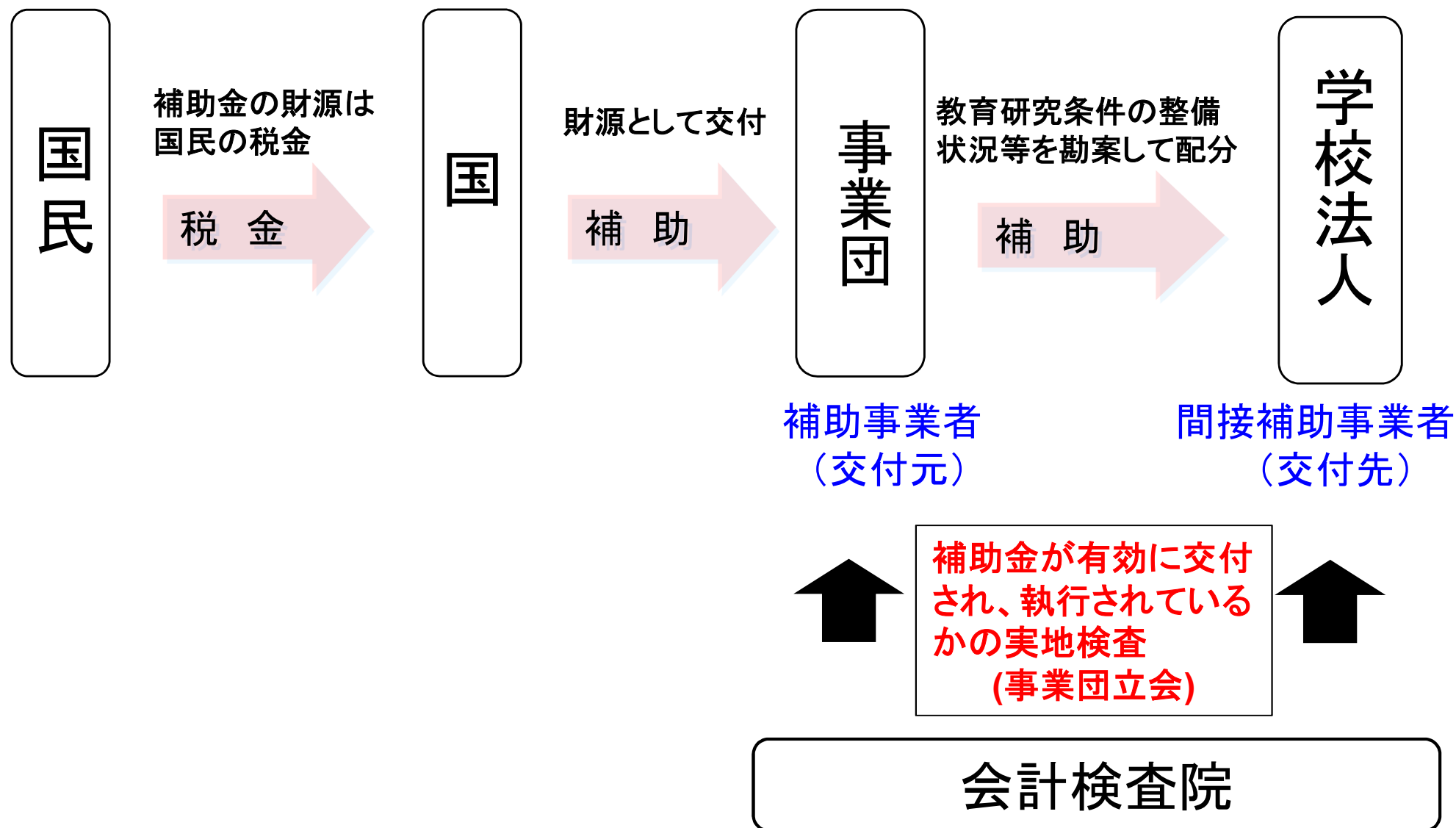
※学校種等のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

選定・配分：平成30年度より、[経営改革・経営基盤の強化に取り組む大学等へ集中支援](#)を行うため、入学者数の増、収支状況の改善、組織体制の強化等のKPIを盛り込んだ[経営改革計画の内容及び経営改善状況を審査・選定し、評価結果に応じて傾斜配分](#)する。

また、選定校は、[毎年度の計画の進捗状況に応じ、減額・停止など配分額の見直し](#)を実施(30～32年度の3年間の継続支援を予定)



■ 学校法人を検査するとともに、交付元（事業団）も検査



過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → **事業団**

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → **学校法人**

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
(私立大学等経常費補助金取扱要領4 (3))

■ 検査法人数等の推移

区 分		H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
検査法人数	大 学 法 人	19	30	25	26	24
	短 大 法 人	1				
	高 専 法 人					
	計	20	30	25	26	24
不当法人数	大 学 法 人	1	5	4	8	協議中
	短 大 法 人					
	高 専 法 人					
	計	1	5	4	8	